令和８年度

公の施設の指定管理者監査

結果報告書

ふじみ野市監査委員

令和８年度　公の施設の指定管理者監査結果報告書

第１　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定による監査

第２　監査の対象

令和８年度公の施設の指定管理者監査は、次の指定管理施設を監査対象として実施した。

ふじみ野市立文化施設

(1) 指定管理者　　日本環境マネジメント株式会社
(2) 所 管 部 課　　文化・スポーツ振興課
(3) 指 定 期 間　　令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで

第３　監査の範囲

令和７年度及び令和８年度における出納その他の事務の執行で、ふじみ野市が指定した指定管理業務及び指定管理料に係るもの

第４　監査の着眼点

公の施設の指定管理者監査に当たっては、「ふじみ野市監査委員監査基準」及び関係法令に準拠し、指定管理に係る事務執行が目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼に置いた上で、下記項目について検証を行った。

１　指定管理者に対する監査

(1) 施設は、法令等の定めるところにより、適切に管理されているか。
(2) 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
(3) 利用料金制を採用しており、かつ、指定管理者が定める場合、料金設定等は適正になされているか。
(4) 利用促進のための努力はなされているか。
(5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
(6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
(7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

２　所管部課に対する監査

(1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法令等に根拠をおいているか。
(2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
(5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
(6) 事業報告書の点検は、適切になされているか。

(7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。
(8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第５　監査の主な実施内容

監査に当たっては、指定管理者及び所管部課から関係資料、証拠書類等の提出を求め、書面監査及び実地調査を行い、それぞれの担当者から説明聴取により監査を実施した。

第６　監査の実施期間

令和８年８月４日から令和８年１０月２８日まで

第７　監査の概要

ふじみ野市立文化施設

(1) 施設の概要

ア　東文化施設多目的棟

施設の所在地	ふじみ野市福岡一丁目１番８号
指定管理導入年月	令和５年４月
施　設　規　模	・構造：鉄骨コンクリート造　一部鉄骨造 ・階数：地上３階建 ・延床面積：１，７００㎡
施　設　内　容	ミーティングルームＡからＣまで、キッチンスタジオ、ダンススタジオ兼ミーテイングルームＤ、スタディルーム、多目的ルームＡ・Ｂ、ＤＩＹルーム、音楽スタジオＡ・Ｂ、和室１から３まで、喫茶コーナー

イ　東文化施設ホール棟

施設の所在地	ふじみ野市福岡一丁目１番８号
指定管理導入年月	令和５年４月(建て替え後は令和７年９月)
施　設　規　模	・構造：鉄骨コンクリート造　客席屋根部鉄骨造 ・階数：地上３階建 ・延床面積：１，４９４㎡
施　設　内　容	ホール（３２２席）、楽屋、ロビー兼練習室

ウ　西文化施設

施設の所在地	ふじみ野市大井中央二丁目１番８号
指定管理導入年月	令和５年１１月
施　設　規　模	・構造：鉄骨コンクリート造　一部鉄骨造　鉄骨鉄筋コンクリート造 ・階数：地下１階　地上４階建 ・延床面積：７，５２３㎡（図書館含む）
施　設　内　容	ホール（８０６席）、その他の施設

(2) 指定管理者の収支

ふじみ野市立文化施設は、指定管理料等による収入で管理運営されている。

令和７年度の指定管理者の管理運営費の収支実績額は、収入額 255,765,453 円、支出額 254,424,451 円で、差し引き 1,341,002 円となっている。自主事業費は、収入額 12,883,032 円、支出額 8,904,580 円で、差し引き 3,978,452 円となっており、その自主事業費の全額が管理運営費へ充当されている。

その内訳は次のとおりである。

ア　管理運営費

収入　（単位：円）

費目	年度計画額（A）	実績額（B）	差引額（B－A）
利用料金	21,348,000	27,707,110	6,359,110
事業収入	21,223,000	14,593,891	△6,629,109
指定管理料	205,546,000	205,546,000	0
指定管理料（水道光熱費）	3,940,000	3,940,000	0
雑入	0	0	0
自主事業からの充当	4,520,000	3,978,452	△541,548
収入合計（ア）	256,577,000	255,765,453	△811,547

支出　（単位：円）

費目	年度計画額（A）	実績額（B）	差引額（B－A）
人件費	96,704,000	95,696,122	△1,007,878
消耗品費	4,770,000	6,408,425	1,638,425
光熱費	42,514,000	43,265,871	751,871
水道料金	976,000	1,187,636	211,636
委託料	39,000,000	38,943,000	△57,000
賃借料	2,764,000	2,893,725	129,725
通信費	1,524,000	1,267,376	△256,624
保険料	127,000	99,492	△27,508
修繕費	1,200,000	1,056,195	△143,805
事業費（市指定事業）	41,923,000	40,387,138	△1,535,862
公租公課	9,672,000	9,581,000	△91,000
一般管理費	12,403,000	10,036,000	△2,367,000
広告宣伝費	2,360,000	2,962,333	602,333
手数料・その他	640,000	640,138	138
支出合計（イ）	256,577,000	254,424,451	△2,152,549

収支　（単位：円）

費目	年度計画額（A）	実績額（B）	差引額（B－A）
収支（ア－イ）	0	1,341,002	1,341,002

イ　自主事業費

収支　（単位：円）

費目	年度計画額（A）	実績額（B）	差引額（B－A）
収入（ウ）	8,320,000	12,883,032	4,563,032
支出（エ）	3,800,000	8,904,580	5,104,580
自主事業収支（ウ－エ）	4,520,000	3,978,452	△541,548

(3) 施設の管理及び運営について

ふじみ野市立文化施設は、ふじみ野市立文化施設条例（令和２年ふじみ野市条例第３６号）に基づき設置された東文化施設・西文化施設の２館で構成され、令和５年度から指定管理者による運営が行われている。両施設は、文化芸術に関する事業の実施や鑑賞の機会の提供、生涯学習に関する事業の実施、市民相互の交流に関する活動の支援や奨励、その他文化施設の設置目的を達成するために必要な業務を行っている。

当該施設は諸室全体の年間稼働率の上昇が認められ、さらに、魅力的な催事を企画し、ＳＮＳ等を積極的に活用したイベント情報の発信などの広報活動により、集客及び利用者数の増加が今後も期待できる。また、安全な施設利用の確保、利用者ニーズの的確な把握、利用者満足度向上などに積極的に取り組まれている。

(4) 監査の結果

ア　指定管理者

施設の管理運営は、概ね適切に行われているものと認められた。利用者の意見を踏まえた事業の企画、諸室の代替利用の案内、地元人材の採用、高齢の利用者への支援など、地域の実情に応じた取組が行われており、事業参加者から高い満足度が得られている。さらに、東文化施設は、風水害時に最初に開設する「指定避難所」に位置付けられており、近年の気象状況を背景に、開設の機会が増加している。こうした中、指定管理者においては、本市の要請に基づく応援体制を平時から構築していることを確認した。また、運営面においても、館長をはじめとするスタッフが市職員と連携し、避難所の運営に協力している。

一方、次の事項について改善又は検討を求める。

(ｱ) 現金管理の徹底

現金の出納については帳簿の確認が行われているものの、現地視察では、営業時間中の現金保管場所について、事務所の出入り口付近の外部から目につきやすい所に設置されており、防犯上の配慮を要する状況が認められた。担当者が窓口を離れる場合を含め、現金を厳重に管理することとされたい。

(ｲ) 施設の特性を生かした利用促進

令和７年度における平日のホール稼働率は、東文化施設が 23.1%、西文化施設が 24.1%にとどまっている。学校や企業団体等による平日の利用や、諸室の振替え案内、諸室の名称にとらわれない多様な活用方法の周知を進められたい。また、集客が目標の３割から６割にとどまる事業もあるとの説明があった。未利用者層にも目を向け、事業内容、料金設定及び広報活動を検証し、ホールやピアノ等の特性を生かした企画を充実させ、さらなる利用率向上を望むものである。分かりやすい交通案内と併せ、実際の利用につながる工夫を進められたい。

(ｳ) 利用者対応と運営体制の充実

高齢の利用者への支援により窓口の対応が手薄になる場面があるという説明があった。備品の収納方法、事前準備及び応援体制を見直し、安全に配慮しながら支援と窓口業務を両立されたい。また、責任者の交代によって管理水準が低下しないよう、業務手順や協議事項の共有、引継ぎ及び人材育成も徹底されたい。学習スペースも、需要と他の施設利用との調整を踏まえ、計画的に運用されたい。

(ｴ) 災害等への対応力の向上

複合災害や少人数で勤務する時間帯の対応には課題があるとの説明があった。地震、豪雨、交通機関の停止等を想定し、所管課と協議の上、避難誘導、一時待機、帰宅困難者等への対応に係る判断基準、役割分担及び連絡体制を具体化されたい。実際の勤務体制を踏まえた訓練を行い、課題をマニュアルや職員教育に反映されたい。

イ　所管部課

指定管理に係る事務の執行は、概ね適切に行われているものと認められた。月２回のモニタリング会議、各種報告書の確認及び現地確認を通じ、管理運営状況の把握に努めている。また、設備の破損に対する安全確保や関係事業者との調整が行われている。今後は、公費負担の妥当性及び事業の成果を検証する観点から、次の事項に取り組まれたい。

(ｱ) 指定管理料に係る協議・検証について

指定管理料については、施設の管理運営に要する経費や運営状況等を踏まえ、調整が行われている。経費の動向や施設の利用状況、指定管理者による収入確保、経費縮減の取組等を十分に把握し、施設の安定的な運営と効率的な管理の両面に配慮しながら、適切な指定管理料の設定に努められたい。特に、光熱水費に係る追加指定管理料については、算定時の見込みと実績との差異を検証するとともに、追加支給額の算定根拠及び協定締結に至る協議・判断の経緯を明確にし、公費負担の妥当性を説明できるようにされたい。

(ｲ) 市指定事業の区分と差額補填の効果検証

文化事業には収益のみではとらえられない意義がある一方、公費負担の必要性と成果の説明が求められる。自主事業との区分や経費負担を整理し、差額補填の対象とする事業の判断基準及び各事業を対象とした理由を明確に説明できるようにされたい。また、事業別の収支や集客目標の達成状況、顧客満足度など

を総合的に勘案し、文化振興上の成果と公費負担の両面から検証し、事業の改善や次期の補填額の検討に反映されたい。

(ｳ) 施設・設備の安全確保と再発防止

西文化施設のベンチの破損については、使用中止による安全確保や施工事業者による補強等の対応が行われている。今後も、指定管理者と連携して破損等の原因や利用状況を把握し、類似設備の点検や利用上の注意喚起など、再発防止につなげられたい。引き続き、必要に応じて学校等の関係機関とも情報を共有し、施設の適正な利用と安全な環境の確保に努められたい。

(ｴ) 文化振興拠点としての機能の充実

文化芸術の振興、生涯学習事業の実施及び市民相互の交流活動の支援に向け、指定管理者との連携を強化し、適切な指導・助言を通じて施設の管理運営に努められたい。

今後とも、両施設が幅広い世代に親しまれる文化拠点として、その役割をさらに発揮することを期待する。

第８　まとめ

令和８年度「公の施設の指定管理者監査」について、監査の着眼点に基づきそれぞれの指定管理者及び所管部課に対し、実地調査、書面監査及び担当者からの説明聴取を行った結果、概ね適切に施設の管理運営及び事務事業が執行されているものと認められた。

今回の監査において指摘した改善事項及び検討事項は、適切な措置を講じ、さらなる施設の振興、安全・安心に資する指定管理業務に活かしていただきたい。

多様化する住民ニーズに対応するため、公の施設に民間の事業者のノウハウを活用することが有効であるとされている。管理に要する経費の縮減が可能となり、より多くの利用者を確保しようとする民間経営の発想を取り入れることは、住民サービスの向上につながるものと考えられる。

今後も、指定管理者の業務が適正に行われ、危機管理に努めながら、より魅力的な施設運営、安定的な経営に努めていただきたい。市民のニーズに対応するため、あらゆる知恵を絞りながら発展的な施設運営が図られることを望むものである。